

仕 様 書

1 業務名

令和6年度若年層向け女性に対する暴力防止に係る広報・啓発事業委託業務

2 目的

女性に対する暴力を防止するための啓発と、相談窓口周知のために、インターネット広告等を実施する。これらの取組により、大分県内の若年層が、女性に対する暴力等について知り学ぶ機会を設け、考えるきっかけづくりとするとともに、被害者支援につなげる相談窓口周知を行う。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年1月31日まで

4 委託業務内容

インターネット広告等による広報啓発

(1) 動画、バナー作成

「女性に対する暴力防止意識」を啓発するとともに、相談窓口を周知する広告とし、WEB等で流すことのできる広告用動画、バナーを作成すること。

(2) 実施媒体

以下の媒体を活用し動画広告及びバナー広告を行うこと

- ・ You Tube 広告 (15秒動画広告)
- ・ Instagram 広告 (15秒動画広告)
- ・ Tik tok 広告
- ・ Google ディスプレイ ネットワーク 広告 (バナー広告)
- ・ Yahoo ディスプレイ 広告 (バナー広告)
- ・ シネアド

上記以外に、効果的な媒体があれば提案すること。

③実施期間

令和6年11月～12月の2か月間

④成果物及び提出物

本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・ 受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- ・ 大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、

その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

- ・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(3) 本業務のターゲット等の設定

- ・本業務におけるターゲットは、大分県内の若年層（15歳～34歳を想定）とする。
- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none">・女性に対する暴力等について自分事として捉え、被害者、加害者、傍観者にならないよう問題意識を持つ・自分や周りの人が被害にあった際に気軽に相談ができる場所があることを知る
------	---

(4) 目標の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等を提案すること。
- ・目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成にあたっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。
- ・目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者と県とで協議の上決定する。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

(5) 管理調整業務

業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

(6) 実績報告書の作成

委託事業の実施内容について確認できる報告書を作成し成果物として提出すること。その他、県が必要とする書類の提出を求めた場合には、併せて作成のうえ提出すること。

(7) その他運営に関する一切

業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

(8) 著作権

本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用権は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。

5 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。